

90-191

平岡好文編

日本文學沿革私考 上卷

明治三十四年七月



日本文學沿革私考凡例

- 一 全編の撰體は編年体に從て撰修す
- 一 引用書の明文を擧る所には其書名を擧て何々云々云々又其引用書の大要を取りたるには其末下に()の中に書名を擧く又参考書に至りてハ之を省畧せる者もあり
- 一 慶長年間より以下引用参考書の名のみを()の中に擧て悉く其明文を省畧に付したるは大に所以あり曰く同年間より以降ハ諸學の勃興して實に文學界の盛境に向へる時あれば之を諸書に徴して其明文を悉く擧る時ハ頗る繁雜にして遂には其要旨を失へるが故あり夫れ頗る體裁の變れるを咎むることなかれ
- 一 引用参考書の説にあらざるものは在學中諸教授の家説

を反復考思して卑見を参加へたるものなり

一小子此稿を脱し同窓の二三友に見せたり甲友云く此は日本文學沿革と云はんより日本學事沿革史と云はん方適當たるべしと乙友云く此は日本諸學源流考と云べしと丙友云く前二友の説まからず夫れ文學と云へるハ啻に文章上のみに止らず歴史政體法制地理天文醫算等の諸學に文學の關係せざるものかからんや故れ予は本題名にて可なりと三友の懇話を舉て凡例の一とす

明治廿一年七月の廿日あまり五日 之を志るす
一本編を分て三卷とす上卷ハ神代總論より持統天皇御宇までとす中卷ハ文武天皇御宇より光仁天皇御宇までとす下卷ハ桓武天皇御宇より孝明天皇慶應三年までとす

一小子本稿を修めて茲に十有五年を経たり其間訂正増補をふしたる紙數少からず今や上卷を公刊し逐次中下の卷に及ばんとす

明治三十四年五月つてもりの日 再識

引用参考書目 此書目の順序を正しく整ふべくふれど引用参考の折は其名目を記し置たるまいを疑たるか故に甚だ混乱せり他日改めん時あるべし

古事記 古事記傳 古語拾遺

日本紀 慶長板 日本紀 小寺本 舊事紀

釋日本紀 日本紀通証 日本紀集解

神代口決 神代紀抄 日本紀私記

續日本紀 續日本紀考証 日本後紀

日本逸史	續日本後紀	文德實錄
三代實錄	類聚國史	日本紀畧
政事要畧	大日本史 <small>付志類</small>	本朝通鑑
國史畧	國史畧 <small>石村貞一著</small>	國史案 <small>木村正辭著</small>
扶桑略記	百鍊抄	東鑑
北條九代記	鎌倉史	鎌倉誌
鎌倉大双紙	野史纂略	王代一覽
續王代一覽	神皇正統紀	大鏡
水鏡	增鏡	續世繼
榮花物語	今昔物語	日本文明史略 <small>見物集著</small>
日本開化小史 <small>山口卯吉著</small>	姓氏錄	令義解
令集解	標注令義解	延喜式

類聚三代格 <small>付享錢格</small>	類聚符宣抄	官職秘抄
百寮訓要抄	桂林遺芳抄	拾芥抄
濫觴抄	職原抄	標注職原抄
制度通	和事始	漢事始
江家次第	內裏式	大內裏圖 <small>大學の部</small>
同考証 <small>同上</small>	西宮記	江談抄
簾中抄	台記	台記別記
北山抄	貞觀儀式	新儀式
公事根源	愚管抄	古事談
十訓抄	江吏部集	兩朝時令
南山編年錄	康富記	臥雲日件錄
海人藻芥	異制庭訓往來	尺素往來

二水記	本朝月令	釋奠次第
禁秘抄	同私考	同階梯
懷風藻	朝野群載	本朝文粹
續本朝文粹	菅家文草	文華秀麗
經國集	羅山文集	鶯峰文集
性靈集	法王帝說	鎌足公傳
武智管公家傳	拾遺往生傳	本朝儒宗傳
先哲叢談	續先哲叢談	近世先哲叢談
長崎先民傳	古學小傳	皇國名醫傳
釋圓月自歷譜	京都將軍家譜	將軍補任
豐臣譜	道春年譜	太平年表
續太平年表	和漢年契	史籍年表

十三朝紀聞	元和年錄	本光日記
慶長年譜	慶長記	駿府記
万年記	享保盛典	慶錄記
常憲公實記	憲廟實錄	文政日記
洋學年表	和漢年代廣記大成	和漢年統
風也集	老人雜話	甘露叢
野槌	鳩巢小說	西山遺事
常山記談	柳菴隨筆	道の幸
榻嶋曉筆	好古日錄	好古日知錄
觀古雜帖	本朝學原浪花抄	右文故事
文教溫故	文藝類纂	倭片假字反切義解
假字考	假字本末	日文傳

同文通考	漢字三音考	本朝醫考
古學道統圖	近代名家著述錄	群書一覽
古代文學論 <small>小中村清 矩著</small>	歌道沿革考 <small>小中村清 矩著</small>	國文性質 <small>小中村 清矩著</small>
漢字傳來考 <small>黑川眞賴 著</small>	學問說 <small>黑川眞賴 著</small>	足利學校事蹟考
諸藩學々制彙集 <small>帝國大 學藏書</small>	學制彙集 <small>同上</small>	列藩學則 <small>同上</small>
昌平志	長崎舊記	御代々文事表
萬葉集	同畧解	萬葉類林
萬葉類語抄	古今集抄	後撰集抄
拾遺集抄	後拾遺集抄	金葉集抄
詞花集抄	千載集抄	新古今集抄
作者部類	源順家集	大井川行幸歌合 <small>序</small>
土佐日記	宇津穗物語	堤中納言物語

源氏物語	河海抄	八雲御抄
袋双紙	袖中抄	國文世々の跡
祝詞考	出雲國造壽詞後釋	大祓詞後釋
歷朝詔詞解	出雲風土記	播磨風土記
常陸風土記	大和志	山城南跡志
江戸名所咄	江戸名所記	江戸名所圖會
漢書 <small>前後</small>	東國通鑑	魏志
唐書	通鑑綱目集覽	通鑑學要
朝鮮史略	禮記	禮記集說
初學記	唐六典	武備志
五雜俎	孔子家語	初學問答
活版經籍考	本朝書籍目錄	群書治要

本朝諫諍錄

新撰字鏡

和名類聚抄

十

日本文學沿革私考上卷

平岡好文編

凡を建國以來上ハ皇統一系の至尊君臨し下ハ億兆万姓の臣民隨從し而て上の下を慈むこと猶父の子に於る如く下の上を奉ずること猶子の父に於る如く君臣上下の大義に至りては三千年來の固有にして又何ぞ萬國の企て及ぶ所にあらずそもく太古の世天祖の創業より皇孫八洲を區畫して統を垂れ給ひ神武天皇中原を平定して鴻基を定め給ひ崇神天皇の朝漢字傳來し應神天皇の朝經典わたりて以來皇化盛りに進み世運大に開け文學郁々と振興す是に於て英才俊士踵を接きて蔚起せり文學とは何んぞ古人云く調風化俗は文より尙きはかし徳

を潤し身を光すは孰か學より先あるはなしと然ば文運の盛衰ハ世運の汗隆に關し世運の汗隆ハ文運の盛衰に依れるあり其れ文學の政教にあづかる亦大なりと云べし是れ歷朝昭々と文學の行へるゝ所以にあらずやされども明月に浮雲あり艷花に暴風あるが如き憾あきにあらず則ち三千年の間或ハ進みて隆盛と成り或は退きて衰退せるは恰かも彼浮雲起りて明月を掩ふ如く暴風發りて艷花を吹くが如きにあらずや今や太平無事吾が允文允武の明治聖帝の御世と爲り遠く歐米各國の文學をも尋ねさせ給ひて之を我古來の文學に配合なしはた朝野に大小の學制を設けさせ専ら文學を獎勵せしむる聖叡ハ億兆に固結して朝野皆螢雪に對ひて黽勉從事此に依て文運孜々と進み世運ま

すく開け國家の光輝ハ海内に充滿して海外に洋溢せり豈に盛大ならずと是に於て小子私に本邦文學の由て來れる所以を知らんと欲し遂に此稿を起し歷朝文學を獎勵せしことを始め凡て文學上にあづかること々々は悉く舉述んとせとも文學上には種々ありて其目を別つは本意なるべけれども今小子の性心其御宇々に顯はれ出し文學上の事跡をかゝんと思にあれば甚だ繁雜に亘れども明經紀傳明法算醫曆等の諸學の變遷より始め其他文學上に關する諸制度の沿革を一直線に記さんとす然れども小子の淺學微才その臆惻誤見あきを保しかたし則ち私考と云へる所以あり

謹て考ふるに吾國太古の世は文學の實ありて文學の名あ

らざるのみなり故れ今本邦文學の沿革を述るにあたりて
は其一二を云はざるを得ずをもく吾國ハ太古以來詞言の
萬國に勝れて足はぬことなく靈妙あるはうべも言靈の幸
はふ國からの然らしむる所にして今更に喋々と云に及ば
ず實に國家の美事とや云はん夫れ遠く太古を鑑みよ天神
諸册二神に天瓊矛を賜ひて此漂蕩へる國を修理固成との
御詔ありたり未だ天地草昧の時にありて此御言あるハ則
ち本邦詞言の靈妙ある太元と云つべし又諸册二神の左右
の序を正し天の御柱を巡りし時互に妍哉ヲキミヤの御詞を唱へ給
ひしハ本邦歌頌の由て起れる根源と云つべし天照大神の
岩屋に隱りまし、時天兒屋命の太祝言を宣りしハ則ち本
邦文章の依て起れる權輿と云つべし又其時諸神阿波禮阿

那於茂志呂の歌を發せしハ則ち詠歌の始めありけり

因云歌は太古の人の思ひ餘れる種々の情を唯言語上に
述るのみにては事足ざる時に物に擬し詞に章をかして
謠ひ出せるを始とす(巴上香師小中村氏の説)故に長短各自のまゝにし
て其限りを立てず然れど五句三十一言の歌を素盞鳴尊
のハ雲立の詠より起りしは皆知る所あり扱て之を後世
詠歌の始めありと云へどさにあらず既に岩屋戸の時に
見ゆる歌を始めありける皆後世一種の文藝にあれど
未だ文字あき世は啻之を口に謠ひ出るのみにありけり
又大國主命の國を避りませる時に其避らん御詞を發せり
又穗日命の大國主命を祭れるにあたりて天御饗を獻る文

(古事記、僕住所者、如天神御子之天津日繼所之登陸流、天之御葉而、於底津石根、宮柱布斗斯理、於高天原、水木多迦斯理而、治賜者、僕者、於百不足、八十珂手隱而侍、亦子等、百八十神者、即八重事代主神、爲神之御尾節而、仕奉者、遂神者、非也)

あり（古事記）是我所燧火者、於高天原者、神產巢日、御祖命之、登能流、天之新集之、燧烟久入、舉垂登豆、燒、地下者、於底也。
 又天照大神の皇孫を降したまふ時の詔あり（日本記）寶祚之隆也。
 又神武天皇の橿原に都を定め給ひし時天種子命の菝詞あり凡て之を天語神語と云ふ皆太古の詞言より出る一の文と云べし爾後大嘗祭に語部の職ありて歴世の故事を語る是亦神語の遺風あり而て此文（詞言）を以て子々孫々に天地開闢の事を傳へ國土の成立を傳へ天皇歴代の御事業を傳へ祖先の功績を傳へ傳ふることを一の勤務とせり之を何とか云はん歴史學と云べし是に於子孫の八十繼までも之を受け學びて父祖の恩を知り國君の恩を知り國君の恩父祖の恩を知るに至れば子として父祖に垂き民として國君に垂く可からざる理りあり是詞言を以て世教をたすけた

るものにして則ち我國文學はた教育の淵源する所あり（黒川頼兵の説）依り若し太古以來其實をからしめたとひ漢土より數千の文籍を傳ふると雖も又何の用にかせん然るに太古以來其實ありしの上に漢土の文籍の渡り來しかは漸々に本邦文學の整備して一層政教を翼くるに至りしかり故れ小子の太古の世文學の實ありてその名のあらざると云へる所以なり
 次に太古文字なきことを論せんそもく本邦太古より上古開化天皇の御宇の頃までは必ず文字てふものはあらざりしかり故れ彼の古語拾遺に上古之世未有文字貴賤老少口々相傳前言往行存而不忘とありて實に千年餘の確説あり既に述し如く本邦は万事皆詞言を以て云傳へ語り傳へ

來し故に漢字傳來の後にも古語に言靈の幸はふ國(則ち詞言の靈妙よして日用するあり)言靈の助くる國(則ち詞言の靈妙よして日用するあり)と云て自讚せるは何の言ぞ則ち外國の文字を用ふるに對して云へる古語にあらずや況して未だ文字あらざりし太古の世に於ては詞言の活用せしこと疑ふべからずかゝる習慣にありつれば其傳事の中には漏おちたるもあるべし又傳事の異なるもあるべしそは日本紀の一書と云て傳事の種々にあるを見てもうの一斑を知らるゝなり是故に本朝文粹に載せたる三善清行の昌泰四年の革命勘文に上古之事皆出口傳故代々之事應遺漏とも見ゆたりこれ此頃までも大古より言語を以て傳へ來し事の胸中にのこりしものなりざるを文永年中卜部兼方(神道家ふる吉田の祖先)の著せる釋日本紀に於倭字者其起在神代歟龜

卜之術起神代此紀一書天神以太占卜之無文字豈可成卜哉と云て古語拾遺の説を斥けたるに似たり然れども卜部家の造り説にして信しがたし又貞治年中に忌部正通の著せる神代口決に神代字象形也と見ゆ大永年中に清原宣賢(兼原の弟)の著せる神代紀抄に卜部氏の秘説なりとて龜卜の灼(や)に由りて一万五千三百七十九卦出來るなり神代字これなりその字聲朗の譜(しらべ)に似たる由見ゆたり又天正六年に玄仍が記せる楊鳴曉筆の追加に神代の字は非漢字聖德太子舊事紀を被撰時始て漢字にし給ふなりと見ゆ慶長四年清原國賢(宣賢の孫)の記されたる日本紀の跋に聖德太子察三才之源達三國之起故始以漢字附神代之文字傍於于爰吾邦人浸得識量典經之旨云々蓋神道者爲方法之根抵儒教爲枝葉佛

教者爲花實と云れたり凡て此等は妄説無稽の言なり信すべからずともく中古以來神道家と稱する者我國の太古に文字なしと云ふを不便の事と私に思ひて種々の妄説を立て遂には文字を僞作せる者もあるべし然るを平田篤胤翁ハ古社僻邑等ニ現存せる彼の朝鮮の諺文に類せる文字則ち日文四十七字を神字と云ひて之を眞の神世文字と確定し神字日文傳を著し古語拾遺を排して臆度とし上世神字を知らざる者とすされども其引證する所中世俗間に流行したる卜部家に傳ふる説と佛家の私説とにて其餘も只諸社の傳記のみ猶正しき古傳にあれば又信をも取べけれど皆中世巫祝の奥書ある者のみなり其他天名地鎮秀眞などと云ひて異體の文字を以て神世文字と云へるも皆論ふに

足らずされども其諸體の文字は近年世にあらはれ出て最も拙陋なる上記の類にはあらざるべし故れ伴信友は全く朝鮮の吏道諺文とし而て吏道諺文を辯して吏道と云は諺文の古躰なりと云へり然れども吏道は新羅神文王(神文王ハ晉天武天皇九年辛巳立て持統天皇六年)の時に薛聰が新羅の國民等に便易を求めせしめんが爲に従前用ひ來りし漢字を假りて作りしものにて吾國の万葉假名の如きものなり故れ吏道とて一種異様の文字にあらず諺文は朝鮮世宗莊憲王(晉國よつてハ應永廿六年より寶徳三年の頃よあたる)の時に更に篆文と梵文とに依りて作りしものなり此諺文こそ大に日文の體に似たる所ありけれ又榊原芳野は試に日文の文字を天武天皇の御宇に作られし新字ならんかと云はれたれども是も亦うけがたき説なり(新字の事ハ下ニ述ぶ)いづれにしても日

文などにある文字を以て太古の世に文字ありしと云はん
證しとはなしがたし故れ千年來の忌部宿禰の確説に従ひ
て太古の世に文字てふものはあらずと小子が定むる所以
なり

次に漢字傳來の事を述ぶさて文字の傳來せしは何の頃に
傳はりしかはた漢土より直接に傳はりしや又韓地より傳
はりしやその事未だ詳ならざれど今熟考るに漢字の傳來
せしは韓地を始め漢土を後とぞ思へるなりそは吾國と韓
地との往來は實に早く初まりて既に太古の頃素蓋鳴尊新
羅に渡り土地を經略し(日本紀)又日本紀少名彥命の常世の國に至り亦
その土地を經營し(日本紀)又鵜茅葺不合尊の御子御毛沼命も
常世の國に渡り(日本紀)是處に常世の國と云は韓地をさして

云へるあり稻飯命は新羅に渡りて其國の王と成りにけり
(姓氏錄)是れ太古の世吾國より韓地に渡りし例證あり又彼
地より吾國に來りし者は彼の天之日矛あり日矛は大國主
命の頃に既に吾國に歸化せるみとぞ思へるあり其ハ播
磨風土記に曰く天日槍命從韓國度來到於宇頭河底而乞宿
所於葦原志舉乎命汝爲國主欲得吾所宿之所志許乎即許海
中爾時客神以劔攪海水而宿之又曰天日槍命之黑葛皆落於
但馬國故ト但馬伊都志地而在之かく太古の世より往來の
ありしこと明かありされども未だ文字の傳はりしにハあ
らず其後紀元五百餘年を経開化天皇の御宇に至りてハ西
國中國あたりの縣主等と自ら王と稱して私に漢に通ひた
る者あり其ハ後漢書東夷傳に倭在韓東南大海中依山島爲

居凡百餘國皆稱王自武帝滅朝鮮使驛通於漢者三十許國皆稱王世々傳統其大倭王居耶馬臺國と見えたり以上述來りし引證ハ往來の事跡にハあれども文字傳來の事にハ聊ウ關係ありつらんと思へるに依りて如此は引證をなしたるなり

そもく文字の傳はりしは崇神天皇の御宇にありけり漢土は前漢武帝昭帝宣帝元帝成帝などの時にて韓地は新羅始祖朴赫居世高句麗の始祖朱蒙の頃あり扱て此御宇は韓人の多く御國に歸化おしそめし時世あり其は崇神紀十一年夏四月壬子朔己卯云々是歲異俗多歸國內安寧とあり十二年春三月丁亥云々是以官無廢事下無逸民教化流行衆庶樂業異俗重譯來海外既歸化云々とあるにて知られたり扱て

其異俗と云は漢人もあるべけれど多くは韓人なるべし又同紀六十五年秋七月任那國遣蘇那曷比知令朝貢也云々とありかくの如く韓人の繁く歸化せる頃となりしかば本邦の人に文字の事を語るものもあるべし又文字を持來れる者もあるべし故れ弘仁三年大朝臣人長の私記に本邦上古無文字口々相傳及崇神天皇朝任那人歸化傳文字而後有書契と見えたり是その據あくしてゆく云べきにあらず是を以て文字は韓地より傳來せし初めありと云へる所以なり漢土より傳來せしそのこは云ふべし

因云扱て韓地ハ書籍の傳はりしハ蓋し秦人の亡人等が韓地に傳へしものとして韓地に文學の弘まりしは前漢の頃にやあるらん東國通鑑一に先是中國之人苦秦亂東

來馬韓者頗多與辰韓雜居至是寢盛故馬韓忌之とありて
早く秦人の韓地に渡りしかば從て文學の傳はりしこと
明かあり

其後垂仁天皇御宇筑前國伊觀縣主某が私に漢地に使を遣
せして後漢の光武帝より印綬を賜はりしことあり其印綬
の文に漢委奴國王と(此印は天明四年二月筑前國那珂郡邊
賀島の土中より出てしものあり)故れ後漢書卷百十五
東夷傳に倭云々建武中元二年倭奴國奉貢朝賀使人自稱大
夫倭國之極南界也光武賜以印綬とこは則ち漢地より吾國
に文字の傳はりし始めなり故に本邦人の文字を始て知り
たるハ崇神垂仁兩朝にありしかるべしさるを朝野群載三
大江匡房卿の宮崎宮記曰尋其本體應神天皇之神靈也我朝
始書文字代結繩之政即創於此朝云々又釋日本紀卷一に先

師說云漢字傳來我朝者應神天皇御宇也あど、云ひて文字
の傳來を應神天皇の御宇と云ふハ蓋し論語千字文の漢籍
の本邦に傳來せしよ因て然云ひしものなり其實文字は既
に應神天皇の前に傳はりしこと上に述たるが如し
扱て既に崇神天皇御宇に文字の傳はりつれば漸々に弘ま
るべき理あれども垂仁天皇景行天皇成務天皇仲哀天皇の
數年の間にさのみ文字の弘まらざりしは他なし吾國の人
は太古以來言語を以て要用を云傳へ來し慣習にあれば文
字傳來しつるとも急に其を以て必要のものとおさず且當
時御國は騷亂の打つゞきし頃なりそは先垂仁天皇の御宇
は狹穗彦の謀反のとに止りしお景行天皇以降は西國の縣
主等猥りに騷亂をあして遂に朝命をも奉ぜざるに至りし

かば天皇十二年より十九年まで七年の間御親征の御勞あらせられたり其後廿七年に亦熊襲の反起りしかば日本武尊を遣はして御征討あらせられり四十年に東夷の反起りしかば又日本武尊に御征討を命せられたりかく騒々しき時世にありつれば自然漢土韓地より歸化する者もあらざりけん故れ後漢書東夷傳にも桓靈間倭國大亂更相攻伐とありて當時彼にも吾國の騒々たること知られしかり歸化人少けれバ又文字を語り且つ教ゆる者もあらざるべし是吾國に文字の弘まらず則ち文學の進まざりし所以なり

扱又仲哀天皇の二年に熊襲の反起りしかば天皇御親征ありて筑前國樞日宮に出まして熊襲征討の事を議りまし

時神教あり熊襲を討んより先つ新羅を討つべし新羅従へば熊襲自ら従ふべし云々とありしを天皇之を信し給はず強ちに熊襲を撃たまひつれど利あらずして遂に九年春二月忽に崩御とありたまへり時に神功皇后大に憂ひ歎きまして親ら神主とありて神祇を祭り雄々しき御心を振起し給ひて大海風濤を侵し新羅に出まし給へり新羅王戦はずして降服すかくて皇后其國中に入り重寶府庫を封し圖籍文書を收むこれに依て高麗百濟二國の王も自ら服従せり爾來三韓西蕃と稱して御國に歸化する者漸々に頻繁となりたり従て文學も自ら弘まり進み來れる理りなり故れ神功皇后の攝政したまふ頃には吾國の人も文字を使用する事を覺ゆるものもありつらん卅九年に魏明帝に使を遣さ

れしかば魏の明帝其答の詔書と印綬とを奉りしとあり
魏志卷三十東夷傳に景初二年六月倭女王遣大夫難舛米詣
郡求詣天子朝獻太守劉夏遣吏將送詣京師其年十二月詔書
報倭女王曰制詔親魏倭王卑彌呼帶方太守劉夏遣使送汝大
夫難舛米次使都市牛利奉汝所獻男生口四人女生口六人班
布二匹二丈以到汝所在踰遠乃遣使貢獻是汝之忠孝我甚哀
汝今以汝爲親魏倭王假金印紫綬裝封付帶方太守假授汝其
綬撫種人勉爲孝順云々また四十年には魏齊王より御國に
使を遣はして詔書印綬を奉れり則ち魏志正始元年の條に
太守弓遵遣建中校尉梯儁等奉詔書印綬詣倭國拜假倭王並
齎語賜金帛錦罽刀鏡采物倭王因使上表答謝詔恩と見ゆた
り以上の二事は日本紀にも注記しありて當時吾國人の中

には文字を使用することを得て魏國へ遣はされし御書を
書記せしものありしならん

但し彼が詔書甚た不敬の語あるは當時本邦文學の淺き
にあれども一は彼が自國の國史を記すには虚飾のあり
たるにて何んぞ必ずしも魏志にあるが如き詔書を本邦
へ送りたるにはあらざるべし

應神天皇の御宇に至りては本邦の貴顯上流等は經學を學
ひ得んと思ひしかば始て漢籍並に博士等も韓地より渡り
來りしなり則ち日本紀に云十五年秋八月百濟王遣阿直岐
負良馬二匹云々阿直岐亦能讀經典即太子菟道稚郎子師焉
於是天皇問阿直岐曰如勝汝博士亦有耶對曰有王仁者是秀
也時遣上毛野君祖荒田別巫別於百濟仍徵王仁也其阿直岐

者阿直岐史之始祖也また同紀十六年春二月王仁來之因太子菟道稚郎子師之習諸典籍於王仁莫不通達故所謂王仁者是書首等之始祖也中古事記中百濟國主照古王以牡馬壹疋牝馬壹疋付阿知吉師以貢上此阿知吉師者阿直岐等之祖亦貢上橫刀及大鏡又科賜百濟國若有賢人者貢上故受命以貢上人名和邇吉師即論語十卷千字文一卷并十一卷付是人即貢進此和邇吉師者文首等祖云々と見古語拾遺に至於經島豐明朝百濟王貢博士王仁是河内文首始祖也秦公祖弓月率百廿縣民而歸化矣漢直祖阿知使主率十七縣民而來朝焉秦漢百濟內附之民各以万計足可褒賞云々と見の濫觴抄にも應神十五年甲辰百濟國始獻書籍文字又云八月百濟貢良馬二疋典經諸物博士等と見たり此時百濟王孫智宗王と云者王仁と同じく來れり此事は記紀

拾遺には漏れつれと續日本紀四十津連眞道等本系出自百濟國貴瀆王云々輕島豐明朝御宇應神天皇命上毛野氏遠祖荒田別使於百濟搜聘有識者國主貴瀆王恭奉使旨擇採宗族遣其孫辰孫王一名智宗王隨使入朝天皇嘉焉特加寵命以爲皇太子之師矣於是始傳書籍大闡儒風文教之興誠在於此云々と見えたり百濟王の尙古王貴瀆王の事は少しく云はましくほしけれ事長ければ省略す是れ本邦始て典籍を得て博士に就き經學を學びたる嚆矢なりけり然れど當時の人押なべてとは思はれずたゞ貴顯の方々と朝廷に仕奉れる人等のみにありしなるべし

因云古事記傳三に此朝に千字文傳はりし由なしと集注千字文序の晋武帝承魏之後始在路州城大夫鐘繇造得此文上天子帝愛不離其手晋被宋文帝逐移向丹陽避難其千

字文在車中路逢雨車漏濕千字文行至丹陽藏書篋中晉治
 天下得十五帝共一百五十年宋文帝劉裕承位治天下開
 晉帝書庫中見此千字文雨亂損失其次第使右將軍王羲之
 次韻不得宋帝治天下三十年梁武帝承位乃命周興嗣次韻
 得千字文とあるを引て云く此集注は梁の李暹と云人の
 作れるなり抑彼の晋武帝と云は應神天皇と同時に當れ
 は此時既に千字文いできはしつとも未だ世にも弘まら
 ず其後次第亂れ損ひて讀かたかりしを遙か後梁武帝の
 時に至りてぞ韻を次けて全くはなりぬれば世に廣まり
 て百濟ありまでも傳はりけんハ又其後のみとなるを
 や云々と云はれたれども非なり彼の鍾繇は魏志本傳に
 大和四年八十歳にして薨とあり則ち魏文帝の時の人な

りさて其大和四年は我神功皇后三十年に當るが故に鍾
 繇の薨年も百濟國千字文を貢りし(應神天皇十年より五十六
 年の前なり又鍾繇は八十歳にて薨とあれハ五十歳の頃
 に作りたるものとすれば八十六年前なり是を以て鍾繇
 の晋武帝の時に千字文を作ると云へる集注の序に因據
 して應神天皇の御宇に千字文傳來せずと云へるは非な
 り故れ周興嗣次韻以前なる全くの鍾繇が千字文を渡り
 けるなりその千字文は薛岡齋墨抄第四に載せたり(國史案
の依

扱て彼の阿直岐(阿直岐ハ百濟國和仁(和仁ハ漢高帝の二人は専ら文
 學上の事を掌れり故れ紀記拾遺などに殊に注して王仁は
 文首の祖阿直岐は史の祖とあり則ち其子孫後々の世まで

も或ハ史官となり或は博士となり姓を賜はりて其業を受
 つきて絶えず仕へけり(王仁の子孫文首ハ河内ニ阿直岐の子孫史ハ大和ニ居れり神祇令ニ六月壬午晦日
 大坂東四文部上ニ被力ニ詔ニ被辭ニ義解ニ東漢文直西漢文首ニあり又學令の義解
 一謂居在ニ島城左右ニ故曰ニ東西ニ也前代以來突世繼ニ業或爲ニ史官ニ或爲ニ博士ニ因以賜ニ姓總謂ニ之史ニ也又延喜式八大被辭の下ニ
 東文忌寸部賦ニ横力ニ時元西文部准之ニ見けて突世其業を以て朝ニ奉仕せり)
 かくてそのかみ吾國の人が漢籍を讀さまはいかさまにか
 あらん先つ音ハ吳音ありそは本居宣長翁(漢字ニ)の説の如く
 昔より常に口語に呼ぶに漢音を用ふるハいと罕にして諸
 物名或は官名其餘の名稱なども皆吳音にのみ呼來れり則
 ち嫡子今日元年學問あどの類にて數ふるに暇あらざ扱て
 日本と漢土とは共に亞細亞洲の範圍内にありぬれど二國
 の聲音全く異なれば其かみ彼の吳音を盡く學び得ること
 ハ甚だかたかるべし故に其音を習へる時は拗音を直音に
 約め或ハ通音に轉し或ハ鼻聲を口聲に移し或は急切なる

韻を緩舒に改めなどして自ら日本の音に適ふるやう彼の
 王仁阿知直等が定めたるなるべしされば文字反倒して讀
 むことも此頃より始まりしかるべし元來吾國は言語の勝
 れて足はぬことなく靈妙にありぬれば漢籍をよむさまと
 云ども自から優美にして聞く人の心にもいと能く通する
 は吾國の習慣にこそありけれ
 既に文學傳來し漸々に進み殊に太子菟道稚郎子の文學に
 達し給へり故れ廿八年高麗王遣使朝貢因以上表其表曰高
 麗王教日本國時太子菟道稚郎子讀其表怒之責高麗王之使
 以表狀无禮則破其表と日本紀に見えて國家の耻辱となら
 ざりしは太子の文學ニ富み給ひしに依れるありけり然れ
 ども未だ記録あどを書き記さん事ハあらざるべし其證を

應神天皇崩御まじし後大鷦鷯尊と菟道稚郎子太子と天位を相譲りつゝありし時大仲彥皇子倭の屯田屯倉を掌らんとせしを倭直祖曆の弟吾子籠が口傳の一言よして大仲彥皇子の企望はやふれたる事あり是れ大に其一班を知るに足れり(飯田武知氏の説より依れり)其事は仁德紀に是時額田大仲彥皇子將掌倭屯田及屯倉而謂其屯田司出雲臣之祖淤宇宿禰曰是屯田者自本山守地是以今吾將治矣爾之不可掌時淤宇宿禰啓于皇太子皇太子謂之曰汝便啓大鷦鷯尊於是淤宇宿禰啓大鷦鷯尊曰臣所任屯田者大中彥皇子距不令治大鷦鷯尊問倭直祖麻呂曰倭屯田者元謂山守地是如何對言臣之不知唯臣弟吾子籠知也適是時吾子籠遣於韓國而未還爰大鷦鷯尊謂淤宇曰爾躬往於韓國以喚吾子籠其兼日夜而急往云々即率吾

子籠而來之因問倭屯田對言傳聞之於纏向玉城宮御宇天皇之世(天仁科)太子大足彥尊(天皇行)定倭屯田也是時勅旨凡倭屯田者每御宇帝皇之屯田也其雖帝皇之子非御宇者不得掌矣是謂山守地非之也時大鷦鷯尊遣吾子籠於額田大中彥皇子而令知狀大中彥皇子更無如何焉云々と見えたり若しそのかみ朝廷の御記録など記を事あらんにはかゝる事は出くまじ然るに未だ記録など非りし故に王室の屯田の事をも云傳へ語り傳へつゝ吾子籠のみ之を知られしなりかゝる事などに依りてや始て天下の事物を書記さん考も出來にけん其後

履中天皇の四年に始て諸國に史を置きたり則ち日本紀に四年八月始於諸國置國史記言事達四方志とあり蓋し此の

前より朝廷にも史を置きたれど實際に其用をあさゞりしか又同じ御宇にて古語拾遺に至_レ於_レ後磐余稚櫻朝三韓貢獻奕世無_レ絶齋藏之傍更建_レ内藏分_レ收官物仍令_レ阿知使主與_レ百濟博士王仁記_レ其出納始更定_レ藏部とありふ_レハ朝廷史官を置て官物の出納を記さしめたる始めなり

雄畧天皇の御宇は亦古語拾遺に至_レ於_レ長谷朝倉朝秦氏分散寄隸他族云々自此而後諸國貢調年々盈溢更立_レ大藏令_レ蘇我麻智宿禰_レ檢_レ校三藏（齊藏内）秦氏出_レ納其物東西文氏勘_レ錄其簿云々と見えて朝廷大藏の職員を定め又其官物を出納する者を定め又東西文氏（王仁阿直岐の子孫也）をして官簿を勘_レ錄せしめたりそ

れ文學の進歩に依り其用の大政の上を翼賛するに至れる事如斯此御宇七年は百濟より畫部因斯羅我と云者を貢れ

り則ち本邦畫學の濫觴なり是より愈くに文藝を本邦の人の學ばん志ふかくかりにしかば從て種々の經典又博士等の渡りける事ハ逐次に述べし

因云當時事物を書記する文體はいかさまにありしかさだかに知よしあけれど既に文字傳來せしより年序も久しくあり且その書記す史官ハ多く韓人にありつれば蓋し彼國の文体にもものして本邦人に適ふるやうにかしたるべし

繼體天皇七年に百濟遣_レ姐彌（シマ）文貴將軍洲利即邇將軍副穗積臣押山貢_レ五經博士段揚爾（細末）又十年九月に貢_レ五經博士漢高安茂請_レ代_レ博士段揚爾依_レ請代（細末）と始て五經博士の渡りたるにて則ち本邦明經道の根源にて當時五經の學ありし

を知るべし而て漢音も此御代より傳來せしか其は此十年に來りし漢高安茂はまさしく漢人あるべし未だ音博士は見ゆざれども既に漢人五經博士として之を教へたらんにハ漢音も從て傳はりけん扱て又當時漢音と云へども全く彼の國の音のまゝにあらずして猶吳音を定めたるが如くにかしたりけん

因云五經とハ漢籍初學記に白虎通を引て曰く古者以易書詩禮樂春秋爲六經至秦焚書樂經亡令以易詩書禮春秋爲五經とありされど吾國の制或ハ之に異あるものと見ゆて釋日本紀に五經禮書樂書論語孝經尙書也上謂之五經加兵書爲六經とあり又家法倭點に六經者五經加孝經也ともいへり

欽明天皇の御宇に至りて韓地大に騷乱あしつれば(韓地の乱は詠以て前には省略せり)朝廷屢詔書を下して之を鎮めんとなし給へり扱てその詔書はいかさまに書きしか考ふるに由あけられど韓人等よ通するやうにかゝれしは論あければ是も亦吾國文學の進歩したる一の証しにあらずやさて十三年に諸學の博士等渡來の事あり日本紀に十三年六月遣内臣於百濟云々別勅醫博士易博士宜依番上上下下今上件色人正當相代年月宜付還使相代又卜書曆本種々藥物可付送とあるは則ち吾國醫學採藥學易學曆學等の博士來りて其諸學ありし始めあり(醫師は此より以前九奈天皇御病の時新羅より來りしことあり)又史官を置いて大政の翼賛とせし事ハ十三年七月蘇我大臣稻目宿禰奉敕遣王辰爾(王辰爾の王)數錄船賦即以王辰爾爲船長因賜姓爲船史(船史)これ船吏を定て

船賦を記さしめたる始めなり又三十年春正月詔曰量置田部其來尙矣年甫十餘脫籍免課者衆宜遣膽津_{膽津者王辰爾之甥也}檢定白猪田部丁籍夏四月膽津檢閱白猪部丁者依詔定籍果成田戶天皇嘉膽津定籍之功賜姓爲白猪史これ田吏を定めて丁籍を作らせし始めあり凡て朝廷史官に韓人の子孫を採用せるは即ち書算文筆に能く達し且は吾國上古の世ハ上下皆其職を世襲にかしつれば各その職掌を他に轉する事なし故に史部も祖先より文筆の事を受繼きて一の世業とあしたるあり

さて此御宇に_{十三年の事ふれど序あり}百濟國より吾國古來未曾有のものを貢獻せり即ち佛像佛經にて日本紀に釋迦佛金銅一軀幡蓋若干經論若干とあり此後亦敏達天皇六年にも經

論律師比丘尼咒禁師佛工寺工あどを貢りしかり此事に依て蘇我氏と物部氏と爭論の起りたれども佛教をかだちして吾國の文學及ひ諸の技藝の進みたる事尠からず_{（三）は下云}敏達天皇は佛法を信したまはずして専ら文史を愛し給へり而て當時最も文學にたけしは王辰爾ありそのハ元年五月丙辰天皇執高麗表疏授於大臣召聚諸史令讀解之是時諸史於三日内皆不能讀爰有船史祖王辰爾能奉讀釋由是天皇與大臣俱爲讚美曰勤乎辰爾懿哉辰爾汝若不愛於學誰能讀解宜從今始近侍殿中既而詔東西諸史曰汝等所習之業何故不就汝等雖衆不及辰爾と又高麗上表疏書于鳥羽字隨羽墨既無識者辰爾乃蒸羽於飯氣以帛印羽悉寫其字朝廷悉異之_和起と見ゆて王辰爾の學識才藝のありしことを知るべし故

れ彼の王仁と王辰爾とを懷風藻序に百濟入朝啓龍編於馬廐高麗上表圖鳥册於烏文王仁始導蒙於輕島辰爾終敷教於譯田遂使俗漸洙泗之風人趨齊魯之學云々と見えたり推古天皇の十年冬十月に百濟僧觀勒來之仍貢曆本及天文地理書并遁甲方術之書也是時選書生三四人以俾學習於觀勒矣陽胡史祖玉陳習曆法大友村主高聰學天文遁甲山背臣日並立學方術皆學以成業(日本紀)と見えて上に述し即ち佛法媒ちして當時天文地理遁甲方術の學術渡來して大に吾國の開進の爲にありたるなり又始て紙墨礪磴を造りたる者ありそは十九年に百濟王貢上僧曇徵法曇徵知五經且能作彩色及紙墨并造礪磴(日本紀)と見えたり又畫學も大に進みたり則ち日本紀に十二年九月是月始定

黃書畫師山背畫師と見ゆ太子傳に爲繪諸寺佛像定黃文畫師山背畫師簀秦畫師河内畫師檜原畫師等免其戶課永爲名業とあるにても其盛りに赴きたることを知るべしそのかみ英才明知ときこゆし上宮太子は天文地理諸藝に通し殊に文學に達しましかば大政をも翼賛し給ひて冠位十二階(大德小德大仁小仁大禮小禮大信小信大義小義大智小智)を定めて群臣の階級を正し又始て憲法十七條(本文日本紀あり事長ければ載せず)を作りて億兆を警戒せりそは此憲法は教戒を旨として書きたるものなればかりそもく此の憲法の文體は吾國漢文の物に見ゆたる始めあり又當時の漢文にして太子幸行の時建たりと云へる伊豫の道後の温泉の碑文あり其文釋日本紀に伊豫風土記を引載せてあり又大和國法隆寺釋迦佛背銘など皆當時の作例

あり

伊豫の温泉の銘文(推古天皇四年の作也釋日本紀十四ノ伊豫風土記を引載す)

法興六年歲在丙辰我法王大王與惠總法師及葛城臣道遙夷與村正觀神井歎世妙驗欲叙意聊作碑文一首

惟夫日月照於上而不私神井出於下無於下無不給萬所以機妙應百姓百姓所以潛扇若乃照給無偏私何異于壽國隨革臺而開合沐神井而瘳疹詎外于落花池而化溺窺望山岳之巖岬反冀子平之能往椿樹相蔭而穹窿實相五百之張蓋臨朝啼鳥而戲吐下何曉乱音之聒且丹花卷葉映照玉菓彌葩以垂井經過其下可優遊豈悟洪灌霄庭意與才拙實慚七步後定君子幸無蚩咲也

大和國法隆寺釋迦佛背銘(推古天皇廿九年の作あり存探叢書道の幸一載す)

法興元卅一年歲次辛巳十二月鬼前太后崩明年正月廿一日上宮法皇枕病弗念于食王后仍以勞疾並着於床時王后王子等及與諸臣深懷愁毒共相發願仰依三寶當造釋像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安住世間若是定業以背世者往登淨土早昇妙果二月十一日癸酉王后即世翌日法皇登遐癸未年三月中如願敬造釋迦尊像并俠侍及莊嚴具竟乘斯微福信道知識現在安隱出生入死隨奉三主紹隆三寶遂共彼岸普遍六道法界含識得脫苦緣同趣菩提司馬鞍首止利佛師造

如斯漢文を作りしこと數々見ゆれども又邦語を以て漢文體に作れるものあり即ち大和國法隆寺の藥師像の光背の記文又天壽國曼陀羅の銘文など其作例なり

藥師像背の銘文(推古天皇十五年の作あり)

池邊大宮治天下天皇大御身勞賜時歲次丙午年召於大王
天皇與太子而誓願賜我大御病大平欲坐故將造寺藥師像
作奉詔然當時崩賜造不堪者小治田大宮治天下大王天皇
及東宮聖王大命受賜而歲次丁卯年仕奉(此訓點ハ小中村師の訓讀なり)

曼陀羅の銘文(推古天皇廿九年の作あり法王帝親觀古)

斯歸斯麻宮治天下天皇名阿米久爾意斯波留支比里爾波
乃彌已等娶巷奇大臣名伊奈米之足尼女名吉多斯比彌乃
彌已等爲大后生名多至波奈等已比乃彌已等妹名等已彌
居加斯支移比彌乃彌已等
吾師云く此の中里巷奇已居などの字音の常に異なるを
以て上古ハ通音轉音を假字となしたるを覺るべしかく

漢文體に假字の邦語を交へて吾國の事實を記すことハ
自然の勢にして漢文のみ又ハ假字のみにてと事を簡便
に記すこと能はざる故あるべしと云はれざるこそ誠に
至言ありけれ但し漢文體も行はれしことは前に擧げた
るが如し

同天皇十五年秋七月大禮小野臣妹子遣於大唐以鞍作福利
爲通事(日本)とあるは遣唐使の始めあり蓋し唐土の文學を
うつさん爲あり(時代を考ふるに此時未だ隋の世ありたれ唐の世ならん)其明年妹子歸
朝せし時彼國の使人斐世清來りて自國の書を奉れり其書
曰皇帝問倭皇使人長吏大禮蘇因高(妹子也)等至具懷朕欽承
寶命臨仰區宇思弘德化覃被含靈愛育之情無隔遐邇云々と
ありしかば天皇之を上宮太子に問ひ給へるに太子の云く

是を天子より諸侯に賜へる書式ありされど文中に皇帝と云ひ倭皇と云ふ語あれば不敬にはあらざるべしと奏答おしたり是に於て彼に送る答書を議し太子筆を取て東天皇敬白西皇云々とかきて遣されたり其學識の卓立せる事は菟道稚郎子と伯仲すさて使人歸る時唐土へ留學せしめざる者は漢直福因奈羅譯語惠明、高向漢人立理、新漢人大國、學問僧新漢人日文、南淵漢人靖安、志賀漢人惠隱、新漢人惠齊等并八人細本あり是れ留學生の始め入唐僧の始めありその後廿八年上宮太子島大臣馬子と共に天皇紀國紀臣連伴造百八十部并公民本記を録したること見えたり細本即ち舊事紀のことあり但し今傳ふる所の舊事紀は非なり云ふまてしこれ我國の史を作りし始めあり其文體いかにありしか其書焼亡ひて知る由なき

をいかにせん嗚呼文學も久遠の星霜を積み始て其功果をあらはせるとや宜かるかな吾國の文學太古より徐ろに進み來りて紀元一千二百餘年間に至り始て憲法又國史を撰録するの好果を得たりそれ文學の功と云はざらめや扱ても彼の佛法の事よりして物部氏蘇我氏との爭論起り遂に蘇我氏之に勝ちて威權つよく成りしかば恐こくも朝廷の尊嚴を輕侮し其驕專云はん方なし群臣亦蘇我氏に阿付して名分大義を忘るに至らんとす故皇極天皇の御宇となり中大兄皇子天智と中臣鎌足と共に之を憤りつゝ遂に四年に蘇我入鹿を大極殿に誅し尋て蝦夷馬子を誅し給へり其時に上宮太子の撰録せし國史も又古來の珍物なども燒亡ひたり然るに此時船史惠尺と云へる人火中に飛入て

燒残りたる國紀を拾ひ取りしはいみじき功にぞありける
 今其證例の明文（口本）を擧ぐ皇極天皇紀四年に蘇我臣蝦夷
 臨誅悉燒天皇紀國紀珍寶船史惠尺即疾取所燒國紀而奉中
 大兄と見ゆたり扱て中臣鎌足と云へる人は日本紀に爲人
 忠正有匡濟心乃憤蘇我臣入鹿失君臣長幼之序挾關闢社稷
 之權歷試接王宗之中而求可立功名哲主便附心於中大兄疏
 然未獲展其幽抱偶預中大兄於法興寺西槻樹之下打毬之侶
 而候皮鞋隨毬脫落取置掌中前跪恭奉中大兄對跪敬執自茲
 相着俱述所懷既無所匿復恐他嫌頻接而俱手把黃卷（フムキ）自學周
 孔之教於南淵先生所遂遊路上往還之間並肩潛圖無不相協
 云々とありてそのかみ中大兄皇子と周孔の教を南淵先生
 〔推古天皇の時附近したる學問僧南淵漢人辯安天和志高市郡稻淵
 村南淵先生の塚あり今明神塚と稱す〕に就從ひ學ひて文學に達し

名分大義を知ればこそ國家の蠱害を除きたれ又孝徳天皇
 大化の新政も中大兄皇子鎌足公あどの輔翼を以て行われ
 しにやあらん

孝徳天皇の御宇に至り唐國の制度に倣ひ舊制を改め給は
 んとして先づ大化と云ふ年號を定め又朝堂に鐘匱と云ふ
 ものを設け衆庶の憂訴を聽き又諸國に使を遣はして戸籍
 を作らしめ又古來漸々に定められし子代屯倉などの部曲
 の民を止め又諸國の國造縣主稻置などを廢して國司郡司
 を置大夫以上にハ食封を賜ひ臣民には布帛を賜へり又戸
 籍計帳班田收授法及ひ祖庸調の法其他遺漏することなく
 諸制度を定め給へり實に一大革と云つべしそもく新政
 は唐制に摸擬して本邦古來の習風を斟酌あして一の新制

度を建られしにあれば所謂彼の長を取り我の短を補ひたることと知るべし是亦文學の力にあらずや是より前に彼の新漢人僧旻高向史玄理(推古天皇七年留学せし者)二人既に業を卒へ御國に歸り來て二人共に國博士(皇元年)となりて文學を教授し或は朝政に參與せり故れ大化五年正月云々是月詔博士高向玄理與釋僧旻置八省百官(日本)とあるは彼國にて目撃せし尙書省中書省門下省などに據て斟酌し其制を立てしものあり其後留學する者ますます多かりて最も多かりしは白雉四年夏五月辛亥朔壬戌發遣大唐大使小山上吉士長丹副使小乙上吉士駒學問僧道嚴云々學生巨勢臣藥(藥師)氷連老人并百二十人俱乘一船以室原首御田爲送使又大使大山下高田首根營(鹿野)副使小乙上掃守連小營學問僧道福義向

并一百二十人俱乘一船以土師連八手爲送使(日本)とありて一時に二百餘人も入唐せしハ盛事と云はざらめや天智天皇元年に始て令の撰定ありそハ弘仁格序云く暨于推古天皇十二年上宮太子親作憲法十七條國家制法自茲始焉降至于天智天皇元年制令二十二卷世人所謂近江朝廷之令也と見え又鎌足公傳(天智天皇七年の事を記す)に云く先比帝令大臣撰禮儀刊定律令作朝廷之訓大臣與賢人損舊章略爲條例と見たり是れ即ち全き律令の權輿あり(上宮太子の憲法ハ其實徳光を警戒する爲ありて全き憲法とあらざる事先證既云云ヘリ猶律令のことありけれ

此御宇に學校を創建したりそは懷風藻序に云く及至淡海先帝受命也恢開帝業弘闡皇猷道格乾坤功光宇宙既而以爲

調風化俗莫尙於文潤德光身孰先於學爰則建庠序徵茂才定五禮興百度憲章法則規模弘達夙古以來未之有也と見ゆたり故れ日本紀に鬼室集斯(學頭)とあるは後の大學頭のことにして學務を掌る官なり又教官には諸の博士あることは云もさらなり

因云大學寮は本朝文粹二に三善清行意見封事に伏見古記朝家之立大學也始大寶年中至天平之代右大臣吉備朝臣恢弘道藝親自傳授云々と大寶に始めて大學寮を設られしやう云はれたれども今考ふるに然らずとぞ思ふ日本紀に天武天皇四年正月丙午朔大學寮諸學生陰陽寮外藥寮云々と見ゆ又持統天皇三年大學寮獻杖八十枚と五年夏四月云々賜大學博士上村主百濟大稅一千束以勸其

學業也とありて大寶以前に其稱見ゆてあり且既に孝德天皇の朝に令典の撰あり然ば大學寮は天智天皇の御宇に始めて設けられしものあるべし而て其恢弘して學生等の整備せしは大寶の御宇にあるべし

又唐歌則ち詩を作り初めしも此御宇にあり而て其詩祖は弘文天皇(天智天皇の皇子即大友と申す)にましませりざるを日本紀(持統)に皇子大津天渟中原瀛真人天皇第三也容止墻岸音辭俊郎爲天命開別天皇所愛及長辨有才學尤愛文筆詩賦之興自大津始也とあるに依りて大津皇子詩祖也と云ふ者あれども之を辯おて本朝學原に云く舍人親王之所記如此紀氏古今集序亦云爾然懷風藻以大友皇子詩冠於大津皇子首則大津皇子之前爲有詩矣と云へり今懷風藻を按むるに果して卷首に大

友皇子の五言絶句二首を擧げ次に河島皇子五言絶句一首あり次に大津皇子の四首を擧げたり故れ大友皇子の詩祖たることは明かなり猶今昔物語にも天智天皇の御代ニ御子在マシケリ心ニ智リ有リテ才賢カリケリ文ノ道ヲハ極メテ好ミ給ケル詩賦ヲ造ルコトハ此御子ノ時ヨリゾ此國ニハ始マリケルとも見えたり猶云はゞ弘文天皇の崩御の時は大津皇子年僅に十歳にまじき紀の及長辨有才學云々の文といさゝかふさはぬやう思へるなり蓋し大津皇子は弘文天皇後の詩人と申せしかくて爾來詩人才子風を慕ひ塵を繼ぎ遂に和歌と並行はる事とありまけりかく世ハ唐風になりしかば當時の文章は漢文を用ひらるゝハ自然の勢ひにして論を俟ざる所なれど猶本邦古來の

邦語のまゝある文章ありそは今傳ふる所の出雲國造神壽詞ハ舒明天皇の朝大祓詞は天智天皇天武天皇の朝の頃の撰あるべしと加茂翁の云はれたりければ此御宇にもかゝる文章を書連ねて漢文と共に世にありしことゝ知らるゝなり(但し神壽詞大祓詞ハ神事上用ひられしものふれども其の文章を書き換へる人あればこそ此名文も世にありけり)

天武天皇は武備あり且文備わらせられ給ひし事は國史に明かなり(武備の事ハ省略す)今其事を序を逐て擧ぐ四年正月丙午朔大學寮諸學生陰陽寮外藥寮云々捧藥及珍異等寶物進とある大學寮諸學生は紀傳明經明法等の諸道の學生なるべし又外藥寮は即ち典藥寮なるべし(侍醫の名所々見えたるは醫學の行はれし一端を知るべし)十年二月庚子朔甲子天皇皇后共居于大極殿以喚親王諸王及諸臣詔之日朕今更欲定律令改法式故俱修是事然頓就是務公事有

闕分人應行是日立草壁皇子尊爲皇太子因以令攝萬機(紀本)
 とあるハ近江令の未全からざるを補正なし給はん御心な
 るべし又同年三月天皇御于大極殿以詔川島皇子忍壁皇子
 廣瀬王竹田王桑田王三野王大錦下上毛野君三千小錦下忌
 部連首小錦下阿曇連稻敷難波連大形大山上中臣連大島大
 山下平群臣子首令記定帝紀及上古諸事大島子首親執筆以
 録焉(紀本)とあるはそのかみ文學に長し人々に詔して國史
 を編纂せしめん御量ひなり又十一年三月命境部連石積等
 更肇俾造新字一部四十四卷(紀本)とあるは吾國にて新たに
 國字を造りたるなり(新字の序下に述べる)又十一年八月造法令とあるは
 前年に詔りして作らしめたるが成り終りたるなり又天皇
 ハ古語を以て太古以來の事實を傳へ來し則ち歴史學の絶

んことを甚惜み給ひて之を正し一の史を撰みて後世に傳
 へしめん聖慮にましく是れ古事記の依て起れる基なり
 古事記序に智海浩漣潭探上古心鏡煒煌明觀先代於是天皇
 詔之朕聞諸家之所齋帝紀及本辭既違正實多加虛僞當今之
 時不改其失未經幾年其旨欲滅斯乃邦家之經緯王化之鴻基
 焉故誰撰錄帝紀討覈舊辭削僞定實欲流後葉時有舍人姓稗
 田名阿禮云々即勅語阿禮令誦習帝皇日繼及先代舊事云々
 とあるはそのうみ諸家に齋る所の帝紀及ひ本辭(國記本紀の
 別記を云)の
 正實に違ひ虚僞を加へしかば天皇之を惜しき事と深く思
 しめして此御事あらせられしかり此は彼の十年川島皇子
 等に詔り給ひし撰史とは異事なり而てその聖意は専ら古
 語を重んじ給ひしなり其は本辭舊辭と云ひ又阿禮に誦習

はしめ給へるにても知らるゝかり然れども運移り世異にして御世の内には遂に其事を果し給はずなりにけり
 因云前に述べし此朝に作らせし新字の事に付ては先輩種々の論あり今其要なるものを折取して述んとす先つ四十四卷とあるは人皆疑ふ所なり又釋日本紀に私記曰師說此書今在圖書寮但其字體頗似梵字未詳其字義所准據乎とありてその梵字と云へるを人皆疑ふ所なり是に於て伴信友大人は當時新羅神文王の頃であれば彼の薛聰か吏道を作りて國人の便易を量りし際にして頃しも三韓人屢々御國に來れることありそは九年に習音者三人來れり（日本紀九年十一月乙未新羅遣沙金者彌大奈未並原升進調則習音者三人從三若爾一至とあり）十三年に學問僧二人來り其他貢物などいと嚴に献りしこと多く見えたり然

れば韓人等専ら皇國言を書き合せん料に彼の吏道の便よきまゝに之を以て皇國の言を習ひ書記せるを見そなはしていと宜きものと思ほして御國にても韓國の言を書記し置せ給ひ且は皇國の事をも言のまゝに美はしく書記さしめ給もん爲に試に新字を作らしめけん私記に其字體頗似梵字云々と云はれしも吏道は原梵字に倣ひて製れるものにあれば境部連石積等が造れる新字も吏道に倣ひたらむにはこれも亦自から梵字に似たるべしそを當時漢字を假り借字に用ふる如く新に音字を造れるものなりけん然らば其用法など書附たらんにも僅に一巻ばかりにてもありぬべきを四十四卷とあるハ其新字を以て試に上古の諸事を語言のまゝに今の假字文の

如く書連ねて見せ奉りたりし者なるべし云々(猶いかり)
 然れども伴大人の説ハ確説とも思われず其は前(神代文字有無の所)
 にも述し如く吏道と云へるものハ梵字に倣ひて一種異
 體の者を作りしにあらざればかり又榊原芳野は日文の
 體ならん而て一紙にして足るべきを四十四卷とあるは
 此頃の卷本かりと雖も多きに過るが如し然れども其書
 數字連合して事物の語を擧げし故に多くかれるべし云
 々と云われたり是も亦確説とハうけがたし
 そもく推古天皇の朝より漢學進み來りて天智天武兩朝
 の頃ハ頗る隆盛とあり萬事みお彼を摸擬しつる時世
 あれば御國の人も普く漢字をかれ用ひたりしことなれ
 ばなにか然る一種異體のいと煩らはしき文字を作りて

國用にあつべき理りあらず然らば此の新字はいかなる
 文字にありしかと云は、則ち白石の同文通考に國字の
 條に今日普通に使用する榊榊柚楢峠風風糒などの漢人
 の字書に載せざる者蓋し是なりとある如く天武朝新字
 はこれなり且つ木村正辞氏の説に眞本の新撰字鏡中偏
 部の末に初學篇の字にて字訓のみ出して音を出さざる
 もの五百餘字あり是ハ悉に石積の作にあらざるべけれ
 ど新字も其中にあるべしと云われたり故れ釋紀の私記
 に梵字に似たりと云は非なり扱て天武天皇の新字を作
 らしめたる聖意は皇國の事物をかきうつすには漢字を
 假らんよりも皇國にて定めし文字を以せば便り宜しか
 らんと深き御心より出たるべしされど此新字の行はれ

ざりしことは今日其文字なりと明瞭に傳はらざるにて
も知らるゝあり

持統天皇の文學を獎勵せしめ文士を養成せしめ給へること亦國史に明かあり三年六月に班賜諸司令一部二十二卷とあるハ前朝に撰定せられし令典を頒行なし給ひしなり四年十一月甲申奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆とあるハ曆學の進みたる一端なり五年八月に詔十八氏大三輪、金部、石上、藤原、石川、巨勢、藤原、平、群、阿、賀、上、進、其、祖、等、纂、紀、と、ある、は、前、朝、に、國、史、を、撰、定、せ、し、め、ん御志を繼かせ給ひしなりされど猶其事を果し給はずなりにけり又此年四月賜大學博士上村主百濟大稅一千束以勸其學業也又九月賜音博士大唐續守言薩弘格書博士百濟末士善信銀各二十兩また十二月賜醫博士務大參德自珍咒

禁博士木素丁武沙宅万首銀各二十兩また六年三月に陰陽博士沙門法藏道基銀各二十兩また十二月賜音博士續守言薩弘格水田各四町また七年三月に賜大學博士勤廣貳上村主百濟食封三十戸以優儒道(日本紀上)などありて則ち諸學の博士等に物を賜ひて各自の學業を獎勵せしめ給ひしなり

2/55

明治卅四年七月廿四日印刷
明治卅四年七月廿八日發行

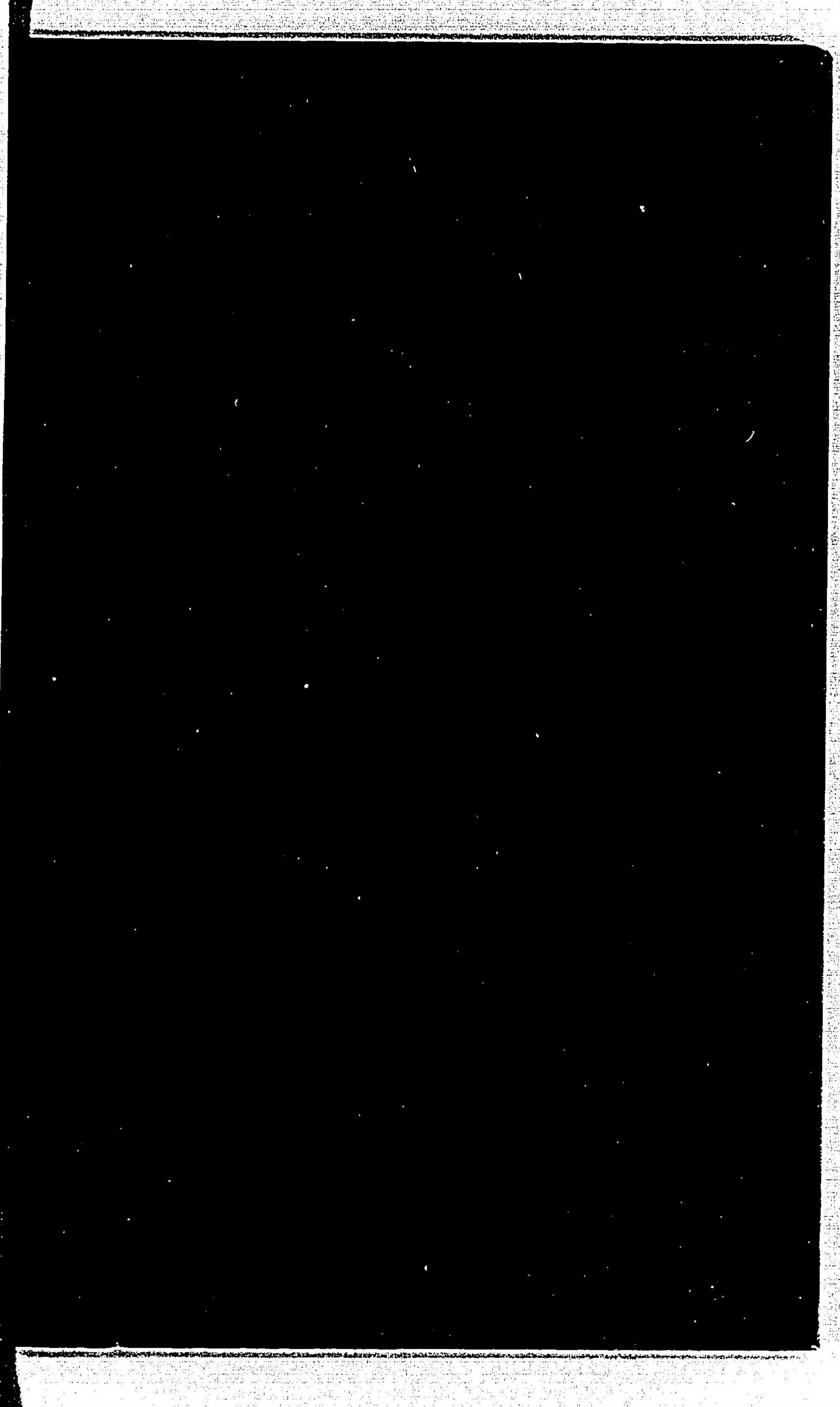
發行兼 東京市京橋區佃島三番地
著者 平岡好文

印刷者 東京市日本橋區蛸殼町二丁目四番地
久保田音次郎

印刷所 東京市日本橋區蛸殼町二丁目四番地
勝島活版所

六十

90
191



90
191

084946-000-1

90-191

日本文学沿革私考 上卷

平岡 好文/編

M34

DBB-0334



36.4.24